

学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書

平成 17 年に食育基本法が制定されたことを踏まえた平成 20 年の学校給食法の改正により、同法の目的に学校における食育の推進が規定され、学校給食は教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

また、地場産物の活用を通じて地域の農業、畜産業、水産業等の産業振興にも寄与しているところである。

近年、こうした学校給食の意義に鑑み、多くの自治体が学校給食費の無償化も含めた保護者負担の軽減に取り組んでいるが、学校給食において自治体間に格差が生じることは本来あってはならないことであり、国の関与が必要不可欠である。

更には、世界情勢を背景とした国際的な資源価格や物価高騰による原材料費が上昇する中、学校給食においても、食材費はもとより人件費や物流費、光熱水費等の上昇により、給食の質の低下に繋がりがねない状況となっている。

よって、次代を担う子どもたちの健やかな成長に資するとともに、食育の充実のために質の高い学校給食を提供していく観点から、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 学校給食の充実に向けた国の支援の在り方を速やかに検討し示すこと。
- 2 近年の物価高騰対策として材料費等の上昇分に対する財政的支援の拡充を図ること。
- 3 食育を推進する観点から、地場産物の活用に対する支援を行うとともに、地域の実情に合った栄養教諭の配置基準の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 月 日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	額賀	福志郎	宛
参議院議長	関口	昌一	
内閣総理大臣	石破	茂	
総務大臣	村上	誠一郎	
財務大臣	加藤	勝信	
文部科学大臣	あべ	俊子	
農林水産大臣	江藤	拓	